

# 兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定

## (趣旨)

第1条 この協定は、災害の発生時において、兵庫県（以下「県」という。）、各市町及び関係一部事務組合（以下「市町等」という。）が協力して実施する災害廃棄物の処理を円滑に実施するための相互応援活動について、必要な事項を定めるものとする。

## (定義)

第2条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害をいう。

2 この協定において、「災害廃棄物」とは、災害によって発生した廃棄物（ごみ、し尿、がれき等）で市町が、生活環境保全上特に処理が必要と判断したものをいう。

3 この協定における「応援」とは、次に掲げることをいう。

- (1) 災害廃棄物処理に必要な資機材等の提供及びあっせん
- (2) 災害廃棄物処理に必要な職員の派遣
- (3) 焼却、破碎等の中間処理の実施及び処理業者のあっせん
- (4) 前各号に掲げるもののほか、災害廃棄物の処理に関し必要な事項

## (相互応援体制)

第3条 災害が発生した場合の相互応援体制は、別図の組織図による。

2 災害の発生時に迅速かつ円滑な災害廃棄物処理を実施するため、県内を神戸、阪神南、阪神北、東播磨、北播磨、中播磨、西播磨、但馬、丹波及び淡路の10ブロック（以下「ブロック」という。）に分ける。

3 各ブロックには、それぞれ幹事市町を置く。

4 相互応援の調整は、県が行う。

## (応援要請)

第4条 被災市町が応援を求めようとする場合は、県に必要な措置を要請するものとする。

2 県は、被災市町における災害の発生状況や応援要請内容を踏まえ、被災市町の属するブロックの幹事市町と調整し、ブロック内での対応が可能な場合、ブロック内の市町等へ応援を要請する。なお、被災市町が直接、近隣の市町等へ応援を要請することを妨げない。この場合、その旨を県に報告するものとする。

3 被災市町の属するブロック内での対応が困難な場合には、県は他ブロックの幹事市町と調整し、他ブロックの市町等に応援を要請する。

4 県内での応援では対応が困難な場合には、県は他府県に応援を要請し、調整を図る。

5 他府県からの応援を受け入れるとき、県は速やかに被災市町と必要な調整を行うものとする。

#### (応援要請の手続)

第5条 応援要請は、原則として次の事項を明確に記載した応援要請書(様式第1号)により、速やかに行うものとする。ただし、そのいとまがない場合には、口頭、電話、電信等、災害時において使用可能な方法で要請を行い、後に応援要請書を送付するものとする。

- (1) 連絡責任者
- (2) 災害の種類、発生日時、場所、災害による被災の状況
- (3) 応援要請内容(必要とする人員、車輛、資機材等の名称及び数量、処理量の見込み、応援場所及び応援予定期日)
- (4) 災害廃棄物の発生状況と仮置場
- (5) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

#### (応援の実施)

第6条 応援要請を受けた市町等は、自らの業務に支障がない限り、極力これに応じ、応援に努めるものとする。

2 緊急に応援を行う必要があると認められる場合は、市町等の自主的な判断により行なうことができるものとする。その場合、その旨を県に連絡するものとする。

3 他府県からの応援要請に基づき、県が応援要請した場合、市町等は、可能な限りこれに応じ、応援に協力するものとする。

#### (応援実施内容の報告)

第7条 応援市町等は、災害廃棄物処理に関する応援を行った場合は、その内容を(様式第2号)により県に報告するものとする。

#### (災害廃棄物処理対策連絡会議)

第8条 この協定に係る災害廃棄物処理対策に関する情報交換や連絡等必要な事項の協議及び調整を行うため、災害廃棄物処理対策連絡会議(以下「連絡会議」という。)を設置する。

2 連絡会議は、県、県民局環境課並びに第3条第2項の各ブロック幹事市町で構成する。

3 連絡会議の事務局は、兵庫県健康生活部環境局環境整備課(以下「環境整備課」という。)に置く。

#### (関連情報の整備)

第9条 各市町等は、災害時における応援活動を円滑に行うため、次の各号に掲げる事項を(様式第3号)により、毎年5月末日までに環境整備課に提出するものとし、その後に変更が生じた場合には速やかに

再提出するものとする。

- (1) 連絡担当部課等
- (2) ごみの仮置場の確保状況
- (3) 応急備蓄資材等の保有状況
- (4) 前各号に掲げるもののほか必要な資料

2 環境整備課は、前項の情報をとりまとめ、速やかに整理の上、市町等に送付するものとする。

(経費負担)

第10条 第2条第3項に規定する応援に要する経費は、法令その他別段の定めがあるものを除くほか、原則として、応援要請をした市町が負担するものとし、支払い方法等については要請市町、応援市町等の双方で協議し、決定するものとする。

(補則)

第11条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、県及び市町等がその都度協議して定めるものとする。

(適用)

第12条 この協定は、平成17年9月1日から適用する。

この協定の成立を証するため、本協定書3通を作成し、兵庫県知事、各市町長及び関係一部事務組合管理者が記名押印の上、兵庫県知事、兵庫県市長会会長市長及び兵庫県町村会会长町長が各1通を保有し、他の市町長等はその写しを保有する。

平成17年9月1日

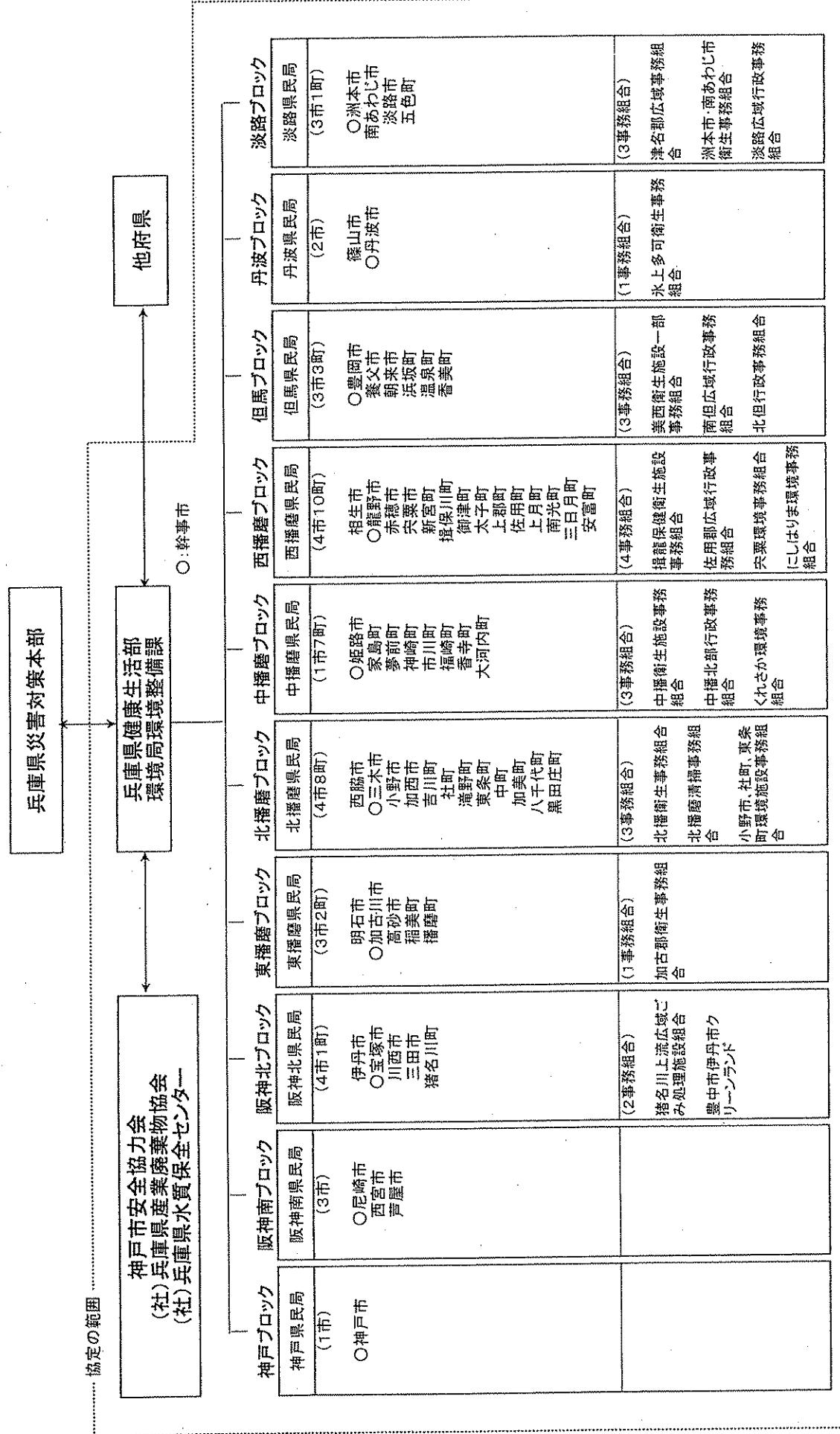
兵庫県  
兵庫県知事 井戸 敏三

神戸市  
神戸市長 矢田立郎

以下略

兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定 応援体制 組織図

(別図)



(様式第1号)

兵庫県災害等廃棄物処理の相互応援に関する協定 応援要請書

年 月 日

兵庫県環境整備課長 様

(市町名)

下記により「兵庫県災害等廃棄物処理の相互応援に関する協定」に基づく  
応援調整を要請します。

記

1 連絡先

担当部課			
連絡責任者			
電子メールアドレス			
電話		FAX	
備考			

2 災害の状況 <わかる範囲で記載>

災害の種類	
災害発生日時	
災害発生場所	
災害による被災の状況	

3 第一期応援要請内容 <わかる範囲で記載>

項目	内 容
し 尿	・基数( 基) ・応援期間( 年 月 日 ~ 年 月 日) ・応援場所( )
	・種類と台数( t 車 台) ( t 車 台) ・応援期間( 年 月 日 ~ 年 月 日) ・応援場所( )
ご み	・種類(パッカー車、平積み車等)と台数 ( 2 t ダンプ : 台) ( : 台) ( 4 t ダンプ : 台) ( : 台) ・応援期間( 年 月 日 ~ 年 月 日) ・応援場所( )
	・種類と台数 (0.1m <sup>3</sup> 級バックホウ(フォーク付) : 台) ( : 台) (0.25m <sup>3</sup> 級バックホウ(フォーク付) : 台) ( : 台) (ホイールローダー 0.34m <sup>3</sup> : 台) ( : 台) ・応援期間( 年 月 日 ~ 年 月 日) ・応援場所( )
作業員 (運転手を除く) (要・不要)	・人員数( 名) ・応援期間( 年 月 日 ~ 年 月 日) ・応援場所( )

(様式第2号)

兵庫県災害等廃棄物処理の相互応援に関する協定 応援内容報告書

年 月 日

兵庫県環境整備課長 様

(市町等名)

下記により「兵庫県災害等廃棄物処理の相互応援に関する協定」に基づき  
行った応援内容について報告します。

記

1 記入者

担当部課					
職氏名					
電子メールアドレス					
電話		FAX			
備考					

2 第一期応援実施内容（記入欄が不足する場合は別紙に記載）

項目	車両、資機材等の名称	応援先 市町名	応援日と台数または人員数				
			/	/	/	/	/
し 尿	仮設トイレ (有・無)	— — —					
	パキューム車 (有・無)	t車 t車 t車					
	収集車 (有・無)	2 tダンプ 4 tダンプ					
み	その他の 収集運搬機材 (有・無)	0.1m <sup>3</sup> 級バックホウ(フォーク付) 0.25m <sup>3</sup> 級バックホウ(フォーク付) ホイールローダー0.34m <sup>3</sup>					
	作業員(有・無)						

3 第二期応援実施内容（記入欄が不足する場合は別紙に記載）

項目	ごみの種類	応援先 市町名	応援日と受入量					
			/	/	/	/	/	/
し 尿	処理 (有・無)	一 一 一 一						
	焼却等中間処理 (有・無)							
み	最終処分 (有・無)							

項目	ごみの種類	応援先 市町名	応援日と受入量					
			/	/	/	/	/	/
し 尿	処理 (有・無)	一 一 一 一						
	焼却等中間処理 (有・無)							
み	最終処分 (有・無)							

項目	ごみの種類	応援先 市町名	応援日と受入量					
			/	/	/	/	/	/
し 尿	処理 (有・無)	一 一 一 一						
	焼却等中間処理 (有・無)							
み	最終処分 (有・無)							

## 4 第二期応援要請内容 &lt;わかる範囲で記載&gt;

項目	内 容
し 尿 (要・不要)	・量 ( t ) ・応援期間 ( 年 月 日 ~ 年 月 日 )
ご 焼却等中間処理 (要・不要)	・ごみの種類及び量 ( : t ) ( : t ) ( : t ) ( : t ) ・応援期間 ( 年 月 日 ~ 年 月 日 )
み 最終処分 (要・不要)	・ごみの種類及び量 ( : t ) ( : t ) ・応援期間 ( 年 月 日 ~ 年 月 日 )
その他	

## 5 災害廃棄物の発生状況と仮置場 (単位:トン) &lt;わかる範囲で記載&gt;

仮置場	可燃物			不燃物	家電	合計
	粗大	畳	その他			
①						
②						
③						
④						
⑤						
合計						

## 仮置場の住所

- ①
- ②
- ③
- ④
- ⑤

(様式第3号)

兵庫県災害等廃棄物処理の相互応援に関する協定 応援体制報告書

年 月 日

兵庫県環境整備課長 様

(市町等名)

下記により「兵庫県災害等廃棄物処理の相互応援に関する協定」に基づき  
災害時における応援体制等について報告します。

記

1 災害時の連絡先

担当課名	担当者職氏名	電話	FAX	メールアドレス

2 ごみの仮置場の確保状況

名称	所在地	面積 (m <sup>2</sup> )

3 応援備蓄資材等の保有状況

仮設トイレ	種類	商品名等		基数	内身障者用基数
	①便槽式(建設現場などで使われているもので、便槽に貯留し、汲み取るもの)				
	②下水放流式(下水マンホール上に設置し、下水管に落としこむもの)				
	③組立型便槽式(①の組立型)				
	④組立型下水放流式(②の組立型)				
収集運搬機材等	種類	能力	台数	能力	台数
	バキューム車	t 車	台	t 車	台
	パッカー車	t 車	台	t 車	台
	平積み車	t 車	台	t 車	台
			台		台
			台		台
処理施設	種類	処理能力		平均日処理量	
	し尿		キロリットル/日		キロリットル/日
	ごみ焼却等		t /日		t /日
	ごみ受入条件				

## 災害復旧事業に対する支援制度

### I 災害廃棄物とは

災害によって一時的に大量に発生した廃棄物をいう。

国庫補助制度では、このような災害廃棄物について、市町村及び一部事務組合が生活環境の保全上特に必要とされる廃棄物の収集、運搬及び処分を行うために実施する事業や、災害により被害を受けた廃棄物処理施設の災害復旧のための事業を補助対象としている。

### II 支援制度概要

#### 1 補助金：災害廃棄物処理事業国庫補助金（環境省所管）

- (1) 交付対象団体 市町村及び一部事務組合
- (2) 交付対象事業 ア 災害廃棄物の収集、運搬、処分に係る事業  
(委託先は民間事業者市町村及び一部事務組合)  
イ 仮設便所、集団避難所等より排出されたし尿の収集、運搬及び処分に係る事業
- (3) 補 助 率 2分の1

#### 2 補助金：廃棄物処理施設災害復旧費補助金（環境省所管）

- (1) 交付対象団体 地方公共団体（一部事務組合を含む）及び広域臨海環境整備センター
- (2) 交付対象事業 地方公共団体（一部事務組合を含む）及び広域臨海環境整備センターが設置した廃棄物処理施設の災害復旧事業（事務所、倉庫、公舎等の施設は除く）
- (3) 補 助 率 2分の1（新潟県中越地震による被害を受けた施設は10分の8）

#### 3 地方債：災害復旧事業債

- (1) 起債対象事業 ア 補助災害復旧事業 法に基づき国が補助または負担する災害復旧事業  
イ 直轄災害復旧事業 国が直接行う災害復旧事業（地方負担分）  
ウ 単独災害復旧事業 補助災害復旧事業の採択基準に満たない事業や対象外施設の災害復

旧事業、国庫補助（負担）制度のない施設の災害復旧事業、災害基本法に基づく地方税等の減免及び災害対策事業、地方公営企業等に係る小災害復旧事業、火災復旧事業

(2) 充當率及び交付税措置率

補助（負担）金の種類		過年度 (%)		現年度 (%)	
		起債充当率	交付税措置	起債充当率	交付税措置
補 助 災 害	公共土木施設	90	95	100	95
	農地農林施設	70		80	
直 轄 災 害	公共土木施設	90	95	100	95
	農地農林施設	70		80	
単 獨 災 害	公共土木施設	100	47.5～85.5	100	47.5～85.5
	農地農林施設	65		65	
	地方公営企業	100	なし	100	なし
	火災復旧事業	100	なし	100	なし

※ 普通交付税算定期日後に生じた災害等のため、特別の財政需要の増加又は財政収入の減少がある場合、特別交付税の対象となる場合がある。

## II 災害廃棄物処理事業費補助金・廃棄物処理施設災害復旧費補助金フロー

### 1 電話による報告

- ・災害が発生し、被害内容が国庫補助対象に該当するものと思料される場合、被害の概況、被害の概算額等について、被災団体から県を経由して環境省廃棄物対策課に電話で報告。

### 2 災害報告書の提出

- ・災害廃棄物処理事業費補助金は「災害廃棄物処理事業の報告について」、廃棄物処理施設災害復旧費補助金は「廃棄物処理施設被害状況の報告について」を作成し、原則として災害発生後14日以内に県を経由して環境大臣あて提出。

### 3 実地調査の実施

- ・内閣府、厚生労働省及び環境省所管補助施設災害復旧費実地調査要領（昭和59年9月7日会発第737号）により災害現場において実地調査を行う。
- ・環境省調査官に対し、関東財務局職員が立ち会う形式で実地調査を行い、災害現場の調査や災害報告書の内容等について、被災団体からリスクニングを行う。
- ・豪雨等による水害で、既に水が引いて現地が復旧されている場合は、記録写真、雨水量のデータ等を基に机上にて調査を行う場合がある。
- ・実地調査終了後、環境省調査官と関東財務局職員が協議を行い査定額を決定。両省の職員が実地調査報告書に査定額を記入し、被災団体に対し即日伝達される。

### 4 国庫補助対象事業限度額表の通知

- ・実地調査の査定額に基づき、環境省より国庫補助対象事業限度額表が通知される。
- ・補助予定額は、各交付要綱の交付額の算定方法により事業費の2分の1となる。

5 国庫補助金交付申請書の提出

- ・各交付要綱の様式により、限度額通知に定められた期限までに環境省へ交付申請書を提出する。（通常は、事業完了後に実績報告書を併せた精算交付申請書を提出する場合が多い。）

6 国庫補助金交付決定及び確定通知書の通知

- ・環境省に交付申請書が到達した日から原則として7週間以内に交付決定通知書及び確定通知書が通知される。

7 国庫補助金請求書の提出

- ・被災団体は県出納長あてに国庫補助金請求書を上記5及び6の書類の写しを添付して提出する。

8 支払計画表の示達

- ・財務省会計センターより県出納長あてに国庫補助金の支払計画表が示達される。

9 国庫補助金の支出

- ・支払計画表の示達日以降に環境省から被災団体に対し国庫補助金が支出される。

○ 関係法令

- ・災害廃棄物処理事業費補助金及び廃棄物処理施設災害復旧費の取扱いについて（平成16年10月6日環廃対発第041006002号）
- ・災害廃棄物処理事業費の国庫補助金について（平成16年10月6日環廃対第041006001号）
- ・廃棄物処理施設災害復旧費の国庫補助について（平成17年3月17日環廃対第050317002号）

### III 災害報告書の作成に係る留意事項

#### 災害廃棄物処理事業費（し尿処理）関係

##### 1 事業費算出について

- ① 生し尿の汲み取り分に限定されるため、浄化槽分の汲み取り量は対象外。
- ② 職員の超過勤務手当等の入件費や事業に係る諸経費は対象外。
- ③ 各便槽容量の合計量の2分の1の量が対象となる。

##### 2 添付資料について

###### (1) 行政区域図について

縮尺1/25,000～1/50,000の白地図等に以下の項目を図示又は明示すること。

- ① 被災区域の色分け
- ② 汲み取り箇所及び冠水区域（道路冠水区域等）
- ③ 下水道処理区域（整備区域と未整備区域の範囲を示す。）
- ④ 雨量観測地点
- ⑤ 罹災写真の撮影位置
- ⑥ 行政界

###### (2) 被災写真について

収集作業、あふれた便槽の様子、汲み取り状況など出来る限り詳細にカラー写真で撮影すること。（デジタルカメラ可）

###### (3) その他参考となる資料について

- ① アメダス日報（気象庁観測所データ）
- ② 消防署等において自治体独自で計測した降雨量のデータ  
※ 区域全体を網羅したもので、少なくとも4箇所以上で観測されたデータ
- ③ 上記のデータが正確に計測されたことを保証する証明書（原本証明書や首長から環境大臣あての確約文書）
- ④ 台風進路図（関東地域が拡大されたもの。）
- ⑤ ライフラインの寸断など罹災状況を伝える新聞記事等の写し
- ⑥ 自治体の手数料条例
- ⑦ 業者委託によりし尿処理を行った場合、委託契約書、委託業者の運行日誌、確実に汲み取りを行った証明（伝票や集計表等）、汲み取りし尿の処分先（し尿処理施設）の計量証明書等の写し

## **災害廃棄物処理事業費（ごみ処理）関係**

### **1 事業費算出について**

- ① 直営による回収費用（労務費）は対象外だが、委託による場合は対象。
- ② 豪雨により河川等から流出した廃棄物は河川管理者が処分すべきものなので対象外。この場合、家庭から排出されたものか河川等から排出されたものか判断が難しいため被災写真等により判断を行い実地調査の際に査定し、按分する。

③ 廃家電の処理費用については、別途算出する。

### **2 添付資料について**

#### **(1) 行政区域図について**

災害廃棄物の一時保管場所を明示する。それ以外は、前頁「し尿処理」と同じ。

#### **(2) 被災写真について**

ごみ集積所、収集作業、一時保管場所での保管状況など出来る限り詳細にカラー写真で撮影すること。（デジタルカメラ可）

#### **(3) その他参考となる資料について**

業者委託によりごみ処理を行った場合、委託契約書の写し等を添付。その他は「し尿処理」①～⑥までと同じ。

## **廃棄物処理施設災害復旧費関係**

### **1 事業費算出について**

一般廃棄物処理施設において、廃棄物を処理するラインに直接影響を及ぼす設備に係る復旧費用についてのみ対象となる。そのため警備機器、業務用以外のエレベーター、空調関係機器関係の修理費用及び冠水した公用車等の修繕費用等は対象外となる。

### **2 添付資料について**

#### **(1) 行政区域図について**

被災施設の位置を明示すること。それ以外は、前頁「し尿処理」と同じ。

#### **(2) 平面配置図**

縮尺1/100～1/500程度の平面配置図に被災部分、浸水区域、写真撮影箇所を図示又は明示すること。

(3) 被災写真について

損傷、浸水箇所等について出来る限り詳細に撮影し平面配置図に撮影位置を明示すること。（デジタルカメラ可）

(4) その他参考となる資料について

各設備の復旧工事の見積書の写しを添付。その他は「し尿処理」①～⑥までと同じ。

※ 豪雨による災害の場合、気象データにおいて一時間当たりの降雨量が 15 mm、一日当たりの降雨量が 150 mm を超えていなければ災害認定されない。





R100

古紙配合率100%再生紙を使用しています